

第8章 施策の推進体制

1 関係者の役割分担

県及び水道事業者の役割分担及びその他水道関係者に期待する役割について、以下に示します。この役割を基に、それぞれの立場、又は関係者間で連携を図りながら、本ビジョンに掲げた施策を推進していくこととします。

(1) 県

国庫補助金、地方債の活用や地方交付税に関する助言、技術・経営に関する助言、参考事例の情報提供等を通じて施策を推進します。

広域連携の推進に当たっては、圏域ごとに検討の場を設置し、各圏域の広域連携の課題や具体的な取組内容等について指導・助言を行うなど、水道事業者間の必要な調整や支援を行います。

その他、水道事業の許認可の審査、立入検査時の指導等の水道法に基づく指導監督に当たって、本ビジョンに掲げた基本目標等を念頭に置き、各種施策への取組に関する助言、指導を行います。

また、県民の水道に対する理解を深めるため、県内の水道に関する情報発信を行うとともに、水道事業者による広報活動への助言、支援を行います。

これらの施策のフォローアップを行うことにより、更なる推進策について検討を進めていきます。

(2) 水道事業者等

それぞれの事業の現状と課題を整理し、国及び本県ビジョンで掲げる目標や施策に留意しながら、「水道事業ビジョン」の策定・見直しを行い、将来を見据えた戦略的な事業経営に取り組むこととします。

広域連携の取組に当たっては、検討の場の円滑な運営に協力し、ビジョンに基づく具体的な取組内容について必要な調査・検討を行います。

中でも、圏域における中核的な事業者（用水供給事業者及びおおむね給水人口5万人規模の水道事業者）は、圏域内での広域化も含めた各種連携施策の検討、実施においてリーダー的な役割を担うことを期待します。

また、民営事業者は、法による認可事業であることを十分に認識し、公営事業者との連携や将来的な統合も視野に入れた事業・施設のレベルの向上に努めることとします。

(3) 水道関係者

ア 水質検査機関

水質検査の信頼性の向上に努めるとともに、事業者に対する水道水質管理に係る的確な助言や、災害、水質異常時の協力を期待します。

イ 民間企業

水道事業者の経営、施設整備に当たり、経済的な観点を含めた技術的提案を期待します。

(4) 県民

水道事業の顧客であるとともに水道事業の経営を支える重要な役割を果たす水道のオーナーともいえる存在です。利用する水道の現状や課題を十分に認識するとともに、県・水道事業者が取り組む各種施策に対して関心を持ち、協力することを期待します。

2 フォローアップ

毎年、施策の実施状況を確認し、目標達成状況について進捗管理を行います。

なお、県においては、令和4年度（中間年度）に具体的施策及び広域連携の進捗状況、並びに法制度の改正状況を踏まえて、内容の見直しを行いました。